

平成22年10月12日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 守安 邦弘 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 三田村 緒佐武



占用許可申請に対する意見書

(守山市 野洲川小浜河川公園)

平成22年6月1日付け国近整琵琶占調第4号にて意見照会のあり
ました以下の占用許可申請施設について、下記のとおり答申いたし
ます。

占用許可申請施設の概要

施設の名称	野洲川小浜河川公園
場所	守山市小浜町地先 (右岸距離標1.2km付近から1.5km付近)
主な施設	多目的広場、緑地広場、坂路、駐車場
申請者	守山市
占用面積	17,268.60m ²

記

1. 委員会としての判断・意見・要望

この公園は平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、野洲川改修事業時の「地域分断」に配慮した地元交流の場として、地元要望により平成14年に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

主な施設は多目的広場、緑地広場及び坂路であり、設置以降、施設の変遷はない。施設利用は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民以外の釣り人もいるが、主に地元住民や地元児童を中心に地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況を見ると、多目的広場は利用も多く管理状態も整っているが、この上流側の緑地広場はほとんど利用されておらず整備も不十分である。

占用箇所は草の刈り残しを行っているもののその範囲は一部である。生態系を含めて環境面を考えると、高水敷の全幅を占用した利用であり、野洲川河口部における生物の生息・生育環境を縦断方向に分断していることから、それらに影響があると考えられる。

当委員会は「河川敷利用の基本理念」及び「河川敷利用の基本方針」に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきとの考えから、当該多目的広場等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、代替地確保により河川敷以外に全てを設置、又は規模を縮小すべき施設と判断し、前回意見書（平成21年3月31日付け）で代替地の確保又は規模の縮小を検討するように意見した。

その結果、申請者が利用者の少ない緑地広場の廃止を決断したことは、規模の縮小について一定の対応をしたと判断する。加えて、公園の下流で整備中のヨシ帯再生区域へのアプローチ基地としての利用を検討していることから、利用目的が「河川敷利用の基本理念・基本方針」に近づくものと考えられる。ただし、アプローチ基地としての利用方法が不明確であるため、今後具体的な利用方法の検討が望まれる。

これらのことから、当委員会は下記の意見及び要望事項を附した上で、占用許可の更新を行うことが妥当であると考えられる。

【占用許可期限の更新についての意見】

- ① ヨシ帯再生区域へのアプローチ基地としての利用については、具体的な内容を検討し、実現を図るよう指導すること。
- ② 次回占用許可更新の際に、河川管理者は上記意見への申請者による対応結果を当委員会へ報告すること。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

今後も「河川敷利用の基本理念・基本方針」に合致した利用形態が推進され、公園の利用がスポーツ・レクリエーションのみに偏ることの無いように指導されたい。

2. 検討の経緯

平成22年6月1日	意見照会書の受理
平成22年6月1日	委員会 占用許可施設の現地調査 河川管理者による概要説明 平成21年3月31日付け意見書に基づく報告
平成22年6月28日	委員会 委員による占用許可施設の審議
平成22年10月5日	委員会 委員による意見書（案）の審議

3. これまでに提出した意見書

平成19年1月18日付け意見書
平成21年3月31日付け意見書

以上